

「自由販売証明書の発行について」（平成25年6月17日付け食安発0617第1号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知） 別紙「自由販売証明書発行要領」 新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
<p style="text-align: right;">（作成日）平成25年6月7日 （最終改正日）<u>平成29年3月17日</u></p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p>4. 自由販売証明書の発行手続 （1）・（2）（略） （3）輸出者は、「確認書」（別紙様式1）及び「自由販売証明書発行申請書」（別紙様式2）並びに「Certificate of free sale」（別紙様式3）を作成（別紙様式3については、1から3、インボイス番号及び輸出日の欄に必要事項を英語で記載すること。ただし、輸出相手先国がトルコである場合に限り、別紙様式3-2に必要事項を英語で記載すること。）し、申請書にある誓約事項に偽りがないことを確認の上、食品衛生法第52条に基づく営業許可書又は条例等に基づく営業許可書等（以下「営業許可書等」という。）、輸出のみを目的とした食品にあっては、当該製造者が国内向けに製造・加工・販売した実績を有する同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことを説明した書類、インボイス、パッキングリスト、輸出食品のパッケージ及び輸出食品の入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写しを申請書類とし、輸出日から起算して地方厚生局の10開庁日の前日までに輸出者の住所を所管する別表に掲げる食品衛生課に提出すること（申請については郵送及び電子メールによる申請も可能とする。郵送による申請の場合は、上記書類と併せ返送に必要な料金分の切手を貼付し、住所を記入した返信用封筒を同封すること。また、申請書の食品衛生課への到着日をもって提出日、返信を行った日をもって発行日として取り扱うので、郵送に係る日数及び開庁日数に留意すること。電子メール<u>又は輸出入・港湾関連情報処理システム</u>（以下「NACCS」という。）による申請の場合は、別紙によるものとする。）。</p> <p>なお、提出が10開庁日の前日以降の提出となった場合、輸出日の3開庁日前までの証明書の発行が困難な場合があること。</p> <p>また、営業許可書等の写しについては、都道府県等による原本照合を必要とするが、当分の間、特段の理由がある場合を除き、原本</p>	<p style="text-align: right;">（作成日）平成25年6月7日 （最終改正日）<u>平成28年6月3日</u></p> <p>1. ～ 3. （略）</p> <p>4. 自由販売証明書の発行手続 （1）・（2）（略） （3）輸出者は、「確認書」（別紙様式1）及び「自由販売証明書発行申請書」（別紙様式2）並びに「Certificate of free sale」（別紙様式3）を作成（別紙様式3については、1から3、インボイス番号及び輸出日の欄に必要事項を英語で記載すること。ただし、輸出相手先国がトルコである場合に限り、別紙様式3-2に必要事項を英語で記載すること。）し、申請書にある誓約事項に偽りがないことを確認の上、食品衛生法第52条に基づく営業許可書又は条例等に基づく営業許可書等（以下「営業許可書等」という。）、輸出のみを目的とした食品にあっては、当該製造者が国内向けに製造・加工・販売した実績を有する同種の食品との相違点及びその相違点が食品衛生法上問題とならないことを説明した書類、インボイス、パッキングリスト、輸出食品のパッケージ及び輸出食品の入手経路等が明らかとなる取引関係書類の写しを申請書類とし、輸出日から起算して地方厚生局の10開庁日の前日までに輸出者の住所を所管する別表に掲げる食品衛生課に提出すること（申請については郵送及び電子メールによる申請も可能とする。郵送による申請の場合は、上記書類と併せ返送に必要な料金分の切手を貼付し、住所を記入した返信用封筒を同封すること。また、申請書の食品衛生課への到着日をもって提出日、返信を行った日をもって発行日として取り扱うので、郵送に係る日数及び開庁日数に留意すること。電子メールによる申請の場合は、別紙によるものとする。）。</p> <p>なお、提出が10開庁日の前日以降の提出となった場合、輸出日の3開庁日前までの証明書の発行が困難な場合があること。</p> <p>また、営業許可書等の写しについては、都道府県等による原本照合を必要とするが、当分の間、特段の理由がある場合を除き、原本</p>

<p>照合が行われていなくても受け付けるものとする。 (4)～(7)(略) 5(略)</p>	<p>照合が行われていなくても受け付けるものとする。 (4)～(7)(略) 5(略)</p>
<p>(別表)(略)</p>	<p>(別表)(略)</p>
<p>(別紙)</p> <p>電子メール又はNACCSによる自由販売証明書の発行申請手続</p> <p>1. 自由販売証明書の発行申請前の手続</p> <p>(1) 電子メールにより発行申請を行う場合</p> <p>輸出者は、別紙様式5に必要な事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて地方厚生局宛てに提出すること。</p> <p>① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。</p> <p>② 一つの輸出計画書に、同一の地方厚生局が発行する他の衛生証明書の対象となる食品の輸出計画を併せて記載して差し支えない。</p> <p>③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。</p> <p>(2) NACCSにより発行申請を行う場合</p> <p>輸出者は、<u>輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。</u></p> <p>2. 自由販売証明書の発行申請手続</p> <p>輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、自由販売証明書の発行申請に必要な書類を電子メール又はNACCSを利用して、地方厚生局宛てに提出すること(その際、自由販売証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない)。なお、<u>電子メールにより発行申請を行う場合</u>であって、<u>1.(1)の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。</u></p> <p>また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (略)</p>	<p>(別紙)</p> <p>電子メールによる自由販売証明書の発行申請手続</p> <p>1. 輸出計画書の提出</p> <p>輸出者は、別紙様式5に必要な事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて地方厚生局宛てに提出すること。</p> <p>(1) 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を掲載すること。</p> <p>(2) 一つの輸出計画書に、同一の地方厚生局が発行する他の衛生証明書の対象となる食品の輸出計画を併せて記載して差し支えない。</p> <p>(3) 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。 (新設)</p> <p>2. 自由販売証明書の発行申請</p> <p>輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、自由販売証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、地方厚生局宛てに送付すること(その際、自由販売証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない)。なお、<u>1.の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合にあっては、必要な書類を郵送等により提出すること。</u></p> <p>また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。 (略)</p>
<p>(別紙様式1)～(別紙様式5)(略)</p>	<p>(別紙様式1)～(別紙様式5)(略)</p>